第１２４回大阪府大規模小売店舗立地審議会

開催日時　：　令和５年６月21日（水）

開催場所　：　大阪府咲洲庁舎44階大会議室

|  |  |
| --- | --- |
| 案　　　　件 | 審議結果等 |
| （仮称）ザグザグ東大阪店（東大阪市）  【新設】 | 大規模小売店舗立地法第８条第４項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である｡  大規模小売店舗立地法に基づく意見はないが、留意事項として次のとおり設置者に伝えることが  適当である。  夜間に発生する騒音については、近接する住居への影響が懸念されるので、設置者が届出書  で提示した対応策を確実に履行するなど、十分配慮すること。 |
| （仮称）クスリのアオキ箱殿店（東大阪市）  【新設】 | 大規模小売店舗立地法第８条第４項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である｡  大規模小売店舗立地法に基づく意見はないが、留意事項として次のとおり設置者に伝えることが  適当である。  来退店車両の誘導については、看板の設置や交通誘導員の配置により適切に行うとともに、歩行者の交通安全に十分に配慮し、案内経路の周知に努めること。 |
| カナートモール住道店（大東市）  【変更】 | 大規模小売店舗立地法第８条第４項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である｡ |